

島根県報

平成23年3月29日 (火)

第 2,277 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

(")

20

人

【規 則】 臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (医療政策課) 【告 示】 保安林の指定(2件) (森林整備課) 7 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅 (水 産 課) 島根県企業立地促進資金融資要綱の一部改正 (中小企業課) 島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の一部改正 IJ 島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱の一部改正 ") 8 島根県中小企業育成振興資金融資要綱の一部改正 IJ) 9 都市計画事業変更の認可 (2件) (下水道推進課) 11 【公告】 島根県公共工事積算共同利用システム(第2次)の開発及び運用業務の調達に係 (技術管理課) 12 る提案競技の実施 河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管 (河 川 18 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 19 【教委告示】 指定技能教育施設の指定の解除 (教育庁高校教育課) 19 【雑報】 公営住宅法の規定による松江市営住宅及び共同施設の管理の実施 (建築住宅課) 19

公営住宅法の規定による益田市営住宅及び共同施設の管理の実施

公布された条例等のあらまし

◇臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (規則第22号)

1 規則の概要

臨床検査技師等に関する法律施行規則の改正に伴う衛生検査所登録台帳及び衛生検査所登録証明書の様式の整備 (様式第1号・様式第2号関係)

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

規則

臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第22号

臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

臨床検査技師等に関する法律施行細則(昭和56年島根県規則第76号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第1条関係)

衛生検査所登録台帳

登	録 年	月 日		年	月	日	登録番号	第	号
開設者	氏法人にあっ称及び代表住	ては、名者の氏名							
	法人にあったる事務所	の所在地							
衛生	名	称							
検査所	所 在	地							
構造	i 設 備 σ)概要							
管理者	氏	名							
日在日	資	格							
検査業	務を指導監督	氏	名						
する医院	する医師		於録番号						
** 运公			名						
精度管理責任者		免許証登録番号							
検査業務に従事する 者の資格及び氏名		臨床検	查技師						
		衛生検	查技師						

	省令別表第1中欄の		検査用機械器具	設置状況	代替する検査用機械器具の名称
る検査分類	検査内容	有無			
			ふ卵器		
	細胞培養同定検査		顕微鏡		
			高圧蒸気滅菌器		
			ふ卵器		
	薬剤感受性検査		顕微鏡		
微生物学的検査			高圧蒸気滅菌器		
			遺伝子増幅装置		
			遺伝子増幅産物検出		
	病原体遺伝子検査		装置		
			高速冷却遠心器		
			安全キャビネット		
	血速学校本		恒温水槽		
	血清学検査		水平振盪器		
			自動免疫測定装置又		
血清学的検査			はマイクロプレート		
	免疫学検査		用ウォッシャー及び		
			マイクロプレート用		
			リーダー		
	4 ** **		自動血球計数器		
	血球算定検査		顕微鏡		
	<i>与这</i> 45人*		自動血球計数器		
	血液像検査		顕微鏡		
	出血・凝固検査		自動凝固検査装置		
	如的社会点技术		フローサイトメータ		
	細胞性免疫検査		_		
			CO2インキュベー		
			ター		
	染色体検査		クリーンベンチ		
血液学的検査			写真撮影装置又は画		
			像解析装置		
			遺伝子増幅装置		
			遺伝子増幅産物検出		
	生殖細胞系列遺伝子		装置		
	検査		高速冷却遠心器		
			安全キャビネット		
			遺伝子増幅装置		
	体細胞遺伝子検査		遺伝子増幅産物検出		
	(血液細胞による場		装置		

	合)		高速冷却遠心器		
			安全キャビネット		
			顕微鏡		
	病理組織検査		ミクロトーム		
			パラフィン溶融器		
	州连和献伊直		パラフィン伸展器		
			染色に使用する器具		
			又は装置		
			顕微鏡		
			ミクロトーム		
	免疫組織化学検査		パラフィン溶融器		
病理学的検査	元/文/山枫111十/贝耳		パラフィン伸展器		
			染色に使用する器具		
			又は装置		
	細胞検査		顕微鏡		
	分子病理学的検査		蛍光顕微鏡		
			遺伝子増幅装置		
	体細胞遺伝子検査		遺伝子増幅産物検出		
	(血液細胞によらな		装置		
	い場合)		高速冷却遠心器		
			安全キャビネット		
寄生虫学的検査	寄生虫学的検査		顕微鏡		
			天びん		
	生化学検査		純水製造器		
生化学的検査	工儿子恢复		自動分析装置又は分		
			光光度計		
	尿・糞便等一般検査		顕微鏡		

届	出	年	月	日	登録の変更等の内容

「検査業務の内容

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

告示

島根県告示第238号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市大社町菱根字山路1053-4、1340-1、1340-2、1346-1、1355-4、1358-1、1360、1361-1、1361-2、1362、字メヲトガ鼻1374-1から1374-3まで、字女ケ平要メ1375-1から1375-4まで、1375-7、1375-8、1375-11

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第239号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町那久神子谷781、782、785、下松尾889-10、サイブツ895-32、895-54

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第240号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成19年島根県告示第213号による保険に付すべき義務は、平成23年3月19日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成23年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

西ノ島町加入区

島根県告示第241号

島根県企業立地促進資金融資要綱(平成3年島根県告示第718号)の一部を次のように改正する。

平成23年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 5 条第 2 号中「1.30パーセント」を「1.20パーセント」に、「1.45パーセント」を「1.35パーセント」に改め、同条第 3 号中「12年」を「15年」に改める。

附則

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱の規定は、平成23年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第242号

島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱(平成3年島根県告示第719号)の一部を次のように改正する。

平成23年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 5 条第 2 号中「1.30パーセント」を「1.20パーセント」に、「1.45パーセント」を「1.35パーセント」に改め、同条第 3 号ア中「12年」を「15年」に改める。

附則

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の規定は、平成23年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第243号

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱(平成3年島根県告示第917号)の一部を次のように改正する。

平成23年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第4条中「すべて」を「全て」に改める。

第6条第2号中「1.30パーセント」を「1.20パーセント」に、「1.45パーセント」を「1.35パーセント」に改める。

附則

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱の規定は、平成23年4月1日以後の 通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第244号

島根県中小企業育成振興資金融資要綱(平成4年島根県告示第451号)の一部を次のように改正する。

平成23年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条の次に次の1条を加える。

(中小企業育成振興資金の種類)

- 第1条の2 中小企業育成振興資金の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業所新設等資金
 - (2) 成長企業応援資金
 - (3) 経営資産承継資金

第2条第6号から第8号までを削る。

第4条中「すべて」を「全て」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削り、同条に次の1号を加える。

- (3) 資金の種類ごとに次に掲げる要件を満たす者であること。
 - ア 事業所新設等資金 県内において1年以上(県内において事業を営んでいた中小企業者(以下「先行者」という。)が資本金の2分の1以上を出資して新たに設立した法人による事業の場合にあっては、先行者が事業を営んでいた期間と通算して1年以上。イにおいて同じ。)同一業種を継続して営んでいること。
 - イ 成長企業応援資金 県内において1年以上同一業種を継続して営んでいること。
 - ウ 経営資産承継資金 金融機関及び取引先の支援が受けられ、かつ、商工会、商工会議所その他の指導機関の指導 を継続して受ける体制が確保されていること。

第5条及び第6条を次のように改める。

(融資対象事業費)

第5条 融資の対象となる経費(以下「融資対象事業費」という。)は、次の表のとおりとする。

	資金の種類	融資対象事業費
1	事業所新設等資金	事業所の新設等(県内に製造業若しくはソフト産業等に属する事業又は知事が特に必要と
		認める事業の用に供する建物及び構築物を新設、増設又は移設することをいう。以下同
		じ。)に係る投下固定資本(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第2号から第4号ま
		でに規定する土地、家屋及び償却資産に限る。以下同じ。)のうち新たな施設又は設備の取
		得(第8条に規定する認定のあった日から原則として2年以内に行われたものに限る。)に
		要する経費であって、次に掲げる要件を全て備えたものとする。
		(1) 県内の次に掲げるいずれかの区域に事業所の新設等を行うこと。
		ア 工場立地法(昭和34年法律第24号)第3条第1項に規定する工場立地調査簿に記載

された工場適地

- イ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域
- ウ 農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第5条第3項第1号に規定する 工業等導入地区
- エ 普通地方公共団体又は普通地方公共団体が2分の1以上出資している土地開発公社 等が事業所用地として造成した区域
- オ 市町村長が、事業所の新設等について適当と認める区域
- (2) 事業所の新設等に伴い常時使用する従業員を新規に3人以上雇用する計画があり、かつ、操業開始後1年以内に当該計画を達成すると認められること。
- (3) 事業所の新設等に係る投下固定資本の合計額が5千万円(ソフト産業等にあっては、3千万円)以上であること。
- (4) 事業所の新設等に当たり法令に違反するおそれがないと認められること。
- 2 成長企業応援資金

成長を図ろうとする企業が実施する事業 (別に定める要件を満たすものに限る。) に要する経費とする。

3 経営資産承継資金

県内において事業を営む会社又は個人(以下「被承継事業者」という。)が所有する事業 用資産(事業を営むために必要な財産及び債権をいう。以下同じ。)の取得に要する経費で あって次に掲げる要件のいずれかに該当するもの及び取得した事業用資産を使用して行う事 業に要する経費とする。

- (1) 被承継事業者が事業用資産が事業の用に供されていたときの常時使用する従業員(企業の事業部門の事業用資産を取得する場合にあっては、当該事業部門の常時使用する従業員)をおおむね2分の1以上雇用する計画があること。
- (2) 被承継事業者が地域において重要な役割を担っており、当該事業を存続させるべきである旨の市町村長の意見があること。

(融資条件)

- 第6条 融資利率、償還方法、保証人その他の担保、信用保証及び保証料は、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該 各号に定めるとおりとする。
 - (1) 融資利率 年1.20パーセント。ただし、責任共有制度(信用保証協会の保証付き融資について、原則として金融機関が20パーセントの責任を負担する制度をいう。)の対象となる場合は、年1.35パーセントとする。
 - (2) 償還方法 2年以内据置き。原則として元金均等月賦償還とする。
 - (3) 保証人その他の担保 取扱金融機関及び島根県信用保証協会の定めるところによる。
 - (4) 信用保証 取扱金融機関の定めるところによる。
 - (5) 保証料 年0.45パーセント以上2.20パーセント以下
- 2 前項に掲げるもののほか、資金の種類ごとの融資条件は、次の表のとおりとする。

	資金の種類	融資条件				
	頁立(7)性規	資金使途	融資限度額	融資期間		
1	事業所新設等資金	設備資金	200,000,000円。ただし、投下固定資本の合計額	15年以内		
			の3分の2以内とする。			
2	成長企業応援資金	設備資金	設備資金 200,000,000円	設備資金 15年以内		
		運転資金	運転資金 80,000,000円	運転資金 7年以内		
3	経営資産承継資金	設備資金	設備資金 200,000,000円	設備資金 15年以内		
		運転資金	運転資金 80,000,000円	運転資金 10年以内		

第7条の見出しを「(事業所新設等資金及び経営資産承継資金に係る融資の申請)」に改め、同条第1項中「融資」を「事業所新設等資金及び経営資産承継資金の融資」に改め、「(以下「申請者」という。)」を削り、「商工会等」を「商工会、商工会議所、島根県中小企業団体中央会、島根県商工会連合会又は財団法人しまね産業振興財団(以下「受付機関」という。)」に改め、同条第2項中「商工会等」を「受付機関」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

(成長企業応援資金に係る融資の申請)

- 第7条の2 成長企業応援資金の融資を受けようとする者は、別に定める申請書及び利用計画書を、受付機関及び取扱金融機関を経由して知事に提出しなければならない。
- 2 受付機関は、前項の規定による申請書及び利用計画書の提出があったときは、内容を審査の上中小企業育成振興資金 の利用の適否についての意見を付して取扱金融機関へ送付するものとする。
- 3 取扱金融機関は、前項の規定により申請書及び利用計画書の送付があったときは、内容を審査の上融資の適否についての意見を付して、知事に提出するものとする。この場合において、取扱金融機関は、成長企業応援資金の利用を適当と認めたときは、別に定めるところにより知事に推薦するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により取扱金融機関から推薦があったときは、速やかに別に定めるところにより審査会を開催 し、意見を聴くものとする。

第8条第1項中「前条」を「前2条」に改め、同条第2項中「申請者」を「申請を行った者」に、「商工会等」を「受付機関」に改める。

第9条第1項中「申請者」を「申請を行った者」に改める。

第12条第1項第3号中「とき」の次に「(成長企業応援資金の融資に係る場合を除く。)」を加える。

第13条第1項第4号中「とき」の次に「(事業所新設等資金の融資に係る場合に限る。)」を加える。

第14条第2項中「ならない」の次に「(成長企業応援資金の融資に係る場合を除く。)」を加える。

附則

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱の規定は、平成23年4月1日以後の通知に係る融資に ついて適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第245号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称
 - 雲南市
- 都市計画事業の種類及び名称
 雲南都市計画下水道事業雲南市公共下水道
- 3 事業施行期間

平成5年1月26日から平成28年3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

島根県告示第246号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同 条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

隠岐の島町

都市計画事業の種類及び名称
 西郷都市計画下水道事業西郷公共下水道

3 事業施行期間

平成16年11月26日から平成30年3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成16年島根県告示第1,155号及び平成20年島根県告示第848号の事業地に隠岐の島町下西荒尾、今井田、今井田ノ上、今井田ノ下、岩泉、上殿、権徳治、斉京谷、田井、大座、谷田、田淵、椿、中山、ハサコ及び吉賀ノ下並びに有木山崎、クラミロ、広田、久曾地、権現原、坂根、桜田、滝ノ下、竹田、井原、大光寺前、尼寺原、尼寺山、高城、南、宮ノ前、向及び横田並びに中町吉田ノ五、出雲結ノ一、出雲結ノ二、出雲結ノ三、出雲結ノ上、大城ノ二、大城ノ五、堤尻、堤ノ上、名田ノ四、名田ノ五、目貫ノ一、目貫ノ二、目貫ノ三、目貫ノ四及び行尾並びに西町大城ノー、大城ノ三、大城ノ四、土居敷、名田ノ一、名田ノ三、八尾ノ一、八尾ノ二、八尾ノ三及び八尾ノ四並びに東町宇屋ノ奥、宇屋ノ上、宇屋ノ下及び出雲結ノ下並びに港町大津ノ二並びに平市原、平ノ前、北平、中平、中山ノー、中山ノ二、中山ノ三、中山ノ五、八郎淵、平ノ下、本先、向山、森ノ越、森脇ノ一及び森脇ノ二を加え、隠岐の島町下西馬場、能木原、宮ノ前、大将軍及び白賀並びに城北町並びに有木月無並びに中町名田ノ一及び名田ノ三並びに栄町並びに西町名田ノ四、名田ノ五、吉田ノ四地内において事業地を変更する。

公告

島根県公共工事積算共同利用システム(第2次)の開発及び運用業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次のと おり提案競技を実施する。

平成23年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 提案競技に付する事項
 - (1) 名称

島根県公共工事積算共同利用システム(第2次)(以下「次期システム」という。)の開発及び運用業務

(2) 仕様

島根県公共工事積算共同利用システム(第2次)の開発及び運用に係る基本仕様書(以下「基本仕様書」という。)のとおり。

(3) 予算額

263,550,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

- 2 開発期限及び運用期間
 - (1) 開発期限

システム開発 平成24年3月31日

システム動作確認、研修及びデータ移行 平成24年9月30日

(2) 運用期間

平成24年10月1日から平成29年3月31日まで

3 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 単独企業・法人の資格要件
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - イ 島根県において県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。)の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
 - ウ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
 - エ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、公告日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
 - オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手 続開始の申立てがなされている者(これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者で あっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。) でないこと。
 - カ 島根県内に本社又は事業所(契約、見積り、入札等の手続を行うことのできるものをいう。)を有すること(本 業務を実施するために新たに設置する場合も可とする。)。
 - キ 共同企業体の構成員としてこの提案競技に参加していないこと。
 - ク 国際標準化機構が定めた規格 I S O 9001 の認証取得者であること。
 - ケ 国、都道府県又は人口50万人以上の自治体における公共工事積算システムの開発業務を平成17年4月1日以降受注した実績を有する者であること(共同企業体構成員としての実績も可とする。)。
 - コ 国、都道府県又は人口50万人以上の自治体における公共工事積算システムに関する公共工事積算データ・プログラムの改訂又は保守、維持管理等の運用業務を平成17年4月1日以降受注した実績を有する者であること(共同企業体構成員としての実績も可とする。)。
- (2) 共同企業体の資格要件
 - ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。
 - (ア) 目的
 - (4) 企業体の名称
 - (ウ) 構成員の住所及び名称
 - (エ) 代表者の名称
 - (オ) 代表者の権限
 - (カ) 構成員の出資の割合
 - (き) 構成員の責任
 - (2) 取引金融機関
 - (ケ) 決算
 - (コ) 利益金の配当の割合

- (サ) 欠損金の負担の割合
- (ジ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ツ) その他必要な事項
- イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大であり、(1)カ及びクに該当すること。
- ウ 構成員の全てが(1)アからオまでに該当すること。
- エ 共同企業体の構成員のいずれかが(1)ケ及びコに該当すること。
- オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの提案競技に参加していないこと。
- 4 本提案競技に関する資料
 - (1) 配布する資料
 - ア 基本仕様書
 - イ 本提案競技に係る様式
 - ウ 評価項目
 - エ 島根県情報セキュリティポリシー
 - オ 行政パソコン標準設定書
 - カ 島根県公共工事積算共同利用システム運営協議会規約
 - キ 島根県公共工事積算共同利用システム基本要綱
 - ク 島根県現行積算システム施工単価コード一覧
 - ケ 島根県現行積算システム基礎単価コード一覧
 - コ 島根県現行積算システム機械損料コード一覧
 - (2) 配布資料の配布期間及び配布場所

守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に1部配布する。

なお、守秘義務の遵守に関する誓約書は、島根県電子調達共同利用システム入札情報サービスに掲載する。

ア 配布期間

平成23年 3 月29日 (火) から平成23年 4 月15日 (金) まで (閉庁日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までの間は除く。)

イ 配布場所

松江市殿町8番地(県庁南庁舎5階)島根県土木部技術管理課土木設計基準グループ

- (3) 閲覧できる資料
 - ア 閲覧資料
 - (7) 島根県建設工事積算基準
 - (1) 島根県業務委託積算基準
 - イ 閲覧資料の閲覧期間及び閲覧場所
 - (7) 閲覧期間
 - (2)アに同じ。
 - (4) 閲覧場所
 - (2)イに同じ。
- 5 提案競技参加資格確認手続
 - (1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、共同企業体の場合は、イからオの書類について全構成員のものを提出すること。

なお、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- ア 島根県公共工事積算共同利用システム(第2次)の開発及び運用業務提案競技参加資格確認申請書
- イ 会社概要書又は経歴書
- ウ 登記事項証明書又は身分証明書
- エ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書(公告日以降の日付の証明書であること。)
- オ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書(公告日以降の日付の証明書であること。)
- カ 国際標準化機構が定めた規格 ISO9001の認証取得登録証の写し
- キ 公共工事積算システムの開発業務及び運用業務の受注実績書
- ク 配置予定技術者届
- ケ 3の(2)アに関する協定書の写し
- コ 事業所設置誓約書(本業務を実施するために新たに事業所を設置する場合のみ。)
- (2) 提出書類の形式

4の(1)イで配布する様式による。

- (3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先
 - ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

各1部提出すること。

ウ 提出期限

平成23年4月28日(木)午後5時までに提出すること(郵送の場合は、書留により必着のこと。)。

エ 提出先

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地 島根県土木部技術管理課

電話(直通) 0852-22-5941 ファクシミリ 0852-25-6329

電子メール gijyutsu@pref. shimane. lg. jp

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成23年5月13日付けで、郵送にて通知する。

- 7 提案競技に係る質問書について
 - (1) 質問は、4 O(1) イで配布する質疑票により提出すること(ファクシミリ又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、必ず到着確認の電話をすること。)。
 - (2) 提出期限

平成23年4月15日(金)午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)エに同じ。

- (4) 質問に対する回答は、平成23年4月22日(金)までに島根県電子調達共同利用システム入札情報サービスに掲載することとし、別途通知は行わない。
- 8 提案書等の提出について

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、次により提案書及び見積書を提出すること。

(1) 提案書の内容

次期システムの開発及び運用業務について提案すること。ただし、4の(1)イで配布する提案書の記載内容確認表に おける必須項目及び機能必須項目確認表に対応する記載を必ず行うこと。

なお、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(2) 提案書等の形式

ア 提案書の形式は、任意とする。ただし、用紙は全てA4版とし、ページ番号を付すものとする。

- イ 見積書は、4の(1)イで配布する様式による。
- (3) 提案書等の提出方法、提出期限及び提出先
 - ア 提出方法

郵送又は持参による。

- イ 提出部数
 - (7) 提案書 15部
 - (4) 見積書 1部
- ウ 提出期限

平成23年5月17日(火)午後5時までに提出すること(郵送の場合は、書留によることとし、必着のこと。)。 なお、必要に応じて提案書の内容についてヒアリングを行う場合がある。

エ 提出先

5の(3)エに同じ。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (2) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (3) 4の(1)イで配布する提案書の記載内容確認表における必須項目及び機能必須項目確認表に対応する記載が無いものがあるとき。
- (4) 提案書の内容が明らかに基本仕様書の内容を満足していないとき。
- (5) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (6) 提案者が他の提案者の代理をしたとき。
- (7) 島根県が実施する入札について公告日から第2次審査までの間に指名停止の措置を受けたとき(共同企業体においては、その構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた場合も含む。)。
- (8) あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 選定方法

(1) 評価手順

別に設置する島根県公共工事積算共同利用システム(第2次)調達に係る提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、選定を行うものとする。

ア 第1次審査

提案価格に100分の105を乗じて得た額が予算額の範囲内であるものについて書類審査を行い、上位の提案者を3 者程度選定する。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れた提案者を特定する。プレゼンテーション及びヒアリングの説明者については、 $3\sim5$ 名程度とし、5の(1)クで届け出た配置予定技術者を必ず含めること。

- (2) 提案書の評価方法
 - ア 提案内容が、要求する仕様を上回るものを評価対象とする。
 - イ 提案内容については、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点 を算出する。
 - ウ 評価基準 (評価項目) は次のとおりとする。

- (ア) 実績に関する項目
- (4) 費用に関する項目
- (ウ) 構築方針、調達方針及びプロジェクト管理に関する項目
- (エ) 開発及び機能要件に関する項目
- (オ) 運用要件に関する項目
- (カ) 機器及び設備に関する項目
- (3) 選定結果の通知

第1次審査の選定結果についてはア及びウに掲げる事項を、第2次審査の選定結果についてはアからエに掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知する。

なお、第1次審査において選定された提案者に対しては、第2次審査の選定のための日程等について併せて通知する。

- ア 採否の旨
- イ 採択した提案書を提出した者の氏名(名称)
- ウ 採否の理由
- 工 審查委員会委員構成
- (4) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が特定した者(以下「契約予定者」という。)と協議を行い合意の上、地方自治体の物品等又は特定役務の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

(2) 契約予定者の資格

契約予定者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

- ア 島根県税について未納の徴収金がないこと(第2次審査以降の日付の証明書を契約までに提出すること。)。
- イ 消費税及び地方消費税について未納の税額がないこと (第2次審査以降の日付の証明書を契約までに提出すること。)。
- ウ 島根県が実施する入札について第2次審査から契約締結までの間において指名停止の措置を受けた者でないこと (共同企業体においては、構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた者でないこと。)。
- (3) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(4) 前金払

前金払は、行わない。

(5) 契約保証金

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(6) 再委託

契約予定者は、契約業務内容の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務全体に大きな影響を 及ぼさない補助的業務について、あらかじめ書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(7) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

- 12 その他の留意事項
 - (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加又は修正には応じない。

- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は、提案者の負担と する。
- 13 提案競技に関する問合せ先

5の(3)エに同じ。

14 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required:

Shimane Prefecture and its cities, towns, villages and related public works groups will develop and implement an interoperable quantity surveying system that will calculate the cost of public works operations.

- (2) Deadline for submisson of proposal documents:
 - 5 : 00 p.m 17 May 2011
- (3) For further details contact:

Shimane Prefecture Engineering Management Division

8 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-0887, Japan

TEL 0852-22-5941

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者 又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同 条第5項及び河川法施行令(昭和40年政令第14号)第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき 所有者等の負担とする。

平成23年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

船舶4隻

その他船体付属物一式

- 2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
 - (1) 場所
 - 一級河川斐伊川水系天神川(松江市西津田二丁目及び東津田町地内)
 - 一級河川斐伊川水系京橋川(松江市学園南一丁目地内)
 - (2) 日時

平成23年3月2日8時00分から同年3月2日17時00分まで

- 3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (1) 日時

平成23年3月3日 17時00分

(2) 場所

松江市富士見町地内の県有地

- 4 当該工作物を返還するため必要な事項
 - (1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者(以下「所有者等」という。)の氏名及び住所が確認できる書類の提示
 - (2) 所有者等であることを証明する書類の提示
- 5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒690-0011 松江市東津田町1741-1

島根県松江県土整備事務所維持管理部管理第一グループ 電話 0852-32-5734

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市飯生町字宮谷602番7、602番8、602番9、602番14 面積 626.98平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市飯生町674番地1

村社 文夫

教育委員会告示

島根県教育委員会告示第1号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第55条第1項の規定による技能教育のための施設として指定した次の施設については、平成23年3月17日付けでその指定を解除したので告示する。

平成23年3月29日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

施設の名称	施設の所在地
島根県立松江高等技術校	松江市乃木福富町733-2

雑 報

公営住宅法 (昭和26年法律第193号) 第47条第1項の規定により、松江市に代わって市営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

平成23年3月29日

島根県住宅供給公社理事長 岸 康博

- 1 松江市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を代行する地方住宅供給公社の名称 島根県住宅供給公社
- 2 松江市に代わって住宅の管理を代行する市営住宅 市営下の原住宅外35住宅及び共同施設
- 3 松江市に代わって行う市営住宅の管理の内容

(1) 松江市営住宅条例(平成17年松江市条例第332号)に規定する事務のうち次に掲げるもの

条項	事務の内容
第4条第1項及び第2項	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居の選考に関する事務
第10条	入居補欠者決定に関する事務
第11条	入居の手続に関する事務
第12条	市営住宅の同居承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条	市営住宅等の修繕費用の負担に関する事務
第25条	市営住宅不在届に関する事務
第27条	市営住宅の他用途併用承認に関する事務
第28条	市営住宅の模様替(増築)承認に関する事務
第32条第1項、第2項及び第4項	高額所得者に対する明渡し請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第41条第1項	市営住宅の退去手続に関する事務
第42条第1項、第5項及び第6項	市営住宅の明渡し請求に関する事務
第43条	市営住宅管理人に関する事務

- (2) 松江市営住宅の家賃の収納に関する事務
- (3) 松江市営住宅の家賃の納付指導に関する事務
- (4) 市営住宅駐車場の管理に関する事務
- 4 松江市に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第47条第1項の規定により、益田市に代わって市営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

平成23年3月29日

島根県住宅供給公社理事長 岸 康博

- 1 益田市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を代行する地方住宅供給公社の名称 島根県住宅供給公社
- 2 益田市に代わって住宅の管理を代行する市営住宅 市営沖田住宅外36住宅及び共同施設
- 3 益田市に代わって行う市営住宅の管理の内容
 - (1) 益田市営住宅管理条例(平成9年益田市条例第21号)に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事務の内容
第3条	入居者の公募の方法に関する事務
第4条	公募の例外に関する事務
第7条	入居の申込み及び決定に関する事務
第8条	入居の選考に関する事務
第9条	入居補欠者決定に関する事務
第10条	入居の手続に関する事務
第11条	市営住宅の同居承認に関する事務
第12条	入居の承継に関する事務
第19条	市営住宅等の修繕費用の負担に関する事務
第23条	市営住宅不使用に関する事務
第25条	市営住宅の用途併用承認に関する事務
第26条	市営住宅の模様替(増築)承認に関する事務
第30条第1項、第2項、第3項及び第4	高額所得者に対する明渡し請求に関する事務
項	
第32条	収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務
第33条第1項	入居期間の通算に関する事務
第34条	収入状況の報告の請求に関する事務
第39条第1項	市営住宅の退去手続に関する事務
第40条第1項、第5項及び第6項	市営住宅の明渡し請求に関する事務
第54条	市営住宅立入検査に関する事務

- (2) 益田市営住宅の家賃の収納に関する事務
- (3) 益田市営住宅の家賃の納付指導に関する事務
- 4 市営住宅の駐車場の管理に関する事務
- 5 益田市に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間